

令和4年度答申第30号
令和4年7月28日

諮問番号 令和4年度諮問第33号（令和4年7月13日諮問）
審査庁 消費者庁長官
事件名 特定商取引に関する法律66条1項に基づく報告の徴収に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、消費者庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）66条1項（令和3年法律第72号による改正前のもの。以下同じ。）の規定に基づく報告徴収（以下「本件報告徴収」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）特定商取引法1条は、この法律は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入に係る取引をいう。以下同じ。）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正か

つ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする旨規定する。

- (2) 特定商取引法2条2項は、「通信販売」とは、販売業者又は役務提供事業者が郵便等により売買契約又は役務提供契約の申込みを受けて行う商品若しくは特定権利の販売又は役務の提供であって電話勧誘販売に該当しないものをいう旨規定する。
- (3) 特定商取引法15条1項前段（令和3年法律第72号による改正前のもの。以下同じ。）は、主務大臣は、販売業者が特定商取引法11条等の規定に違反し又は前条1項各号に掲げる行為をした場合において通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者に対し、2年以内の期間を限り、通信販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる旨規定する。
- (4) 特定商取引法66条1項は、主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、販売業者に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる旨規定する。
- (5) 特定商取引法67条1項1号は、商品に係る販売業者に関する事項については、内閣総理大臣等を主務大臣とする旨規定し、同条3項は、内閣総理大臣は、この法律による権限（消費者庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、令和3年4月28日、審査請求人に対し、「貴社は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」といいます。）第2条第2項に規定する通信販売を行っている」と認められるところ、同法の施行上必要があると認めるため」との理由を付して、本件報告徴収をした。

（審査請求人に係る報告徴収通知書）

- (2) 審査請求人は、令和3年5月17日、本件報告徴収を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書、補正書）

- (3) 審査庁は、令和4年7月13日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却す

べきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 処分庁は、審査請求人が、A社、B社及びC社（以下併せて「3事業者」という。）とそれぞれ連携共同して通信販売を行っているとして「販売業者」に該当するものと認定した上で、本件報告徴収を行った旨主張するが、特定商取引法上の「販売業者」とは、販売を業とする者を意味し、販売者であるとの要件と業として行うという要件の双方を充足する者が「販売業者」とであると理解するのが文理解釈である。そして、販売者であるとの要件は、売買契約において売主たる地位を有する者を意味する。

また、特定商取引法12条は、「販売業者」を真正身分とする身分犯であり、類推解釈の禁止等の罪刑法定主義の要請にかなうように解釈されなければならない。一定の要件を満たせば、売買契約の当事者以外の者も「販売業者」となり得ると解釈すれば、罪刑法定主義に反するものである。

さらに、「販売業者」に関する処分庁の解釈は、特定商取引法66条2項の規定に基づく特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）17条の2の規定とも整合しない。

処分庁は、自らの見解を根拠づける資料として「条解消費者三法」という書籍の一部を提出しているが、この資料の記載内容は執筆者個人の見解にすぎない。この資料が摘示する裁判例（名古屋高裁平成19年11月19日判決）は、顧客との間でリース契約を締結した契約当事者を役務提供事業者としているのであり、本件との関係において、先例としての意味はない。

- (2) 本件報告徴収は、3事業者が行っていた通信販売について、審査請求人が行っていたものであるとの事実認定を前提としている。

審査請求人と3事業者は、その株主構成、営んでいる事業及び計算という観点からみて完全に別個の主体であり、いわゆる法人格否認の法理が適用されるような関係にはなく、本件報告徴収は、審査請求人と3事業者とが実質的に同一であるとの誤った事実認定に基づき、通信販売を行っていない審査請求人に特定商取引法66条1項の報告を求めているものであり、同法に違反する処分である。

(審査請求書、意見書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 特定商取引法の目的等に鑑みれば、本件のように複数の事業者が関与している取引であっても、実質的に同一の事業者による取引とみることができる場合や、社会経済上一つの取引とみることができる場合等には、法人格否認の法理を適用するまでもなく、当該取引において、特定の事業者が特定商取引法違反の行為に及んだ場合、実際に違反行為をした事業者のみならず、当該事業者と実質的に同一の事業者と認められる他の事業者や、社会経済上一つの取引とみられる取引に関与した他の事業者についても、特定商取引法において規定する違反行為等を行った「販売業者」に該当すると解される。
- 2 上記1の特定商取引法の「販売業者」の解釈に当てはめれば、以下のとおり、審査請求人は「販売業者」に該当すると認められる。
 - (1) 3事業者はいずれも審査請求人の設立時以降に設立された株式会社であり、3事業者の業務を行っていたD及びEは、いずれも審査請求人の従業員となった後、審査請求人代表者の関与の下、審査請求人と関連する3事業者を設立し、又はその代表取締役役に就任した。また、審査請求人代表者は、A社及びB社に対し運転資金を貸し付け、C社についてはその資本金の全額を引き受けて株主の地位を取得している。

Dは、A社の代表取締役及びB社の「役員」（特定商取引法15条の2第1号）に該当するとともに、審査請求人の組織図に、「広告代理事業」の「チーフ」として記載されている。

Eは、C社の代表取締役であるとともに、少なくとも令和2年5月の時点で、B社の業務のうち、顧客からのクレーム対応についてもDから相談を受ける立場にあったほか、審査請求人の組織図に、「EC事業」の「CS」部門の「リーダー」として記載されている。Eは、Dから、B社の代表取締役として登記されていたFとの連絡役を任されていた。

このように、3事業者は審査請求人代表者が主導して設立した事業者であると認められる上、D及びEについて3事業者における代表取締役や役員としての職務のみならず審査請求人における業務への関与も認められるところ、審査請求人及び3事業者の人的一体性が認められる。
 - (2) 審査請求人代表者はA社及びB社に対し運転資金を貸し付けたほか、C社についてはその資本金の全額を引き受けて株主の地位を取得しているなど、初期投資の時点における経済的関係性があったのみならず、審査請求

人は、A社及びC社のG社に対する支払債務について連帯保証していたこと、3事業者が使用しているインターネット上の通信販売の広告画面から申込みの操作を行う最終段階の画面や注文完了画面、顧客管理に至るまでの一連のシステムを提供するパッケージシステムの提供主体であるH社から3事業者に対する請求書を審査請求人の事業所内で保管し、これらの請求書がいずれも審査請求人代表者宛てに送付されていたことを総合的に考慮すると、審査請求人と3事業者との経済的一体性が認められる。

- (3) 審査請求人は、3事業者が行う通信販売における利益状況等を審査請求人の内部において広く共有し、その事業方針を審査請求人の従業員等に具体的に指示する等していた。また、審査請求人は、3事業者の販売する商品の契約業務を行っていた。さらに、審査請求人は自ら、3事業者の販売業務に係る顧客への対応方法や消費者センターへの対応についてのマニュアルを作成し、現に審査請求人の事業所内に特にクレーム対応に関する証拠が存在していたこと、3事業者が使用しているインターネット上の通信販売の広告画面から申込みの操作を行う最終段階の画面や注文完了画面、顧客管理に至るまでの一連のシステムを提供するパッケージシステムの提供主体であるH社から3事業者に対する請求書を審査請求人の事業所内で保管し、これらの請求書がいずれも審査請求人代表者宛てに送付されていたこと等からすれば、審査請求人が3事業者に係る顧客対応業務という通信販売における重要な業務を担っていたものといえる。

以上のとおり、審査請求人は3事業者が行う通信販売に係る業務全般について主体的に統括していたと認められる。

- (4) このような3事業者の設立の経緯、審査請求人と3事業者との人的一体性・経済的一体性が認められること、審査請求人が3事業者の通信販売に係る業務全般について主体的に行い統括していたと認められることから、審査請求人と3事業者とが連帯共同して行う通信販売は、実質的に同一の事業者による取引であり、社会経済上一つの取引と認められ、審査請求人は「販売業者」に該当する。

- 3 以上のとおり、本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点は

うかがわれない。

2 本件報告徴収の適法性及び妥当性について

- (1) 特定商取引法1条は、特定商取引法の目的について、特定商取引を公正にし、購入者等が受けることのある損害の防止を図ること等と規定している。そして、特定商取引法15条1項は、特定商取引法に規定する通信販売に関して違反行為が認められた場合、通信販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるときは、販売業者に対する業務停止を命じることができる旨定めるが、これは、通信販売に係る違法行為を引き続き行うおそれのある事業者を放置しておくことによる被害の拡大を防ぐ趣旨であると考えられる。

このような特定商取引法の目的や業務停止命令の趣旨に鑑みれば、特定商取引法上の取引を行うにあたり、複数の事業者が関与し、連携共同して当該取引を遂行しており、その取引が社会経済上一つの取引と考えられる場合には、関与した事業者全員が販売業者に該当するものと解され、特定商取引法上の取引の成立に向けた過程に複数の事業者が関与する場合も、関与した事業者全員が販売業者に該当するものと解される。また、ある会社が別の会社を支配している関係がある場合、支配会社と被支配会社が特定商取引法上の取引において役割を分担している場合は、実質的に同一の事業者による取引であり、全体を一つの取引とみて、関与する事業者はいずれも販売業者に該当するものと解される。

- (2) 本件において、3事業者は、審査請求人代表者が主導して設立した事業者であり、3事業者の代表取締役や役員は、審査請求人の業務への関与も認められ、3事業者と審査請求人には運転資金の貸付け等経済的関係性が認められる。また、3事業者が使用しているインターネット上の通信販売の広告画面から申込みの操作を行う最終段階の画面や注文完了画面、顧客管理に至るまでの一連のシステムを提供するパッケージシステムの提供主体であるH社からの請求書は審査請求人代表者宛てに送付され、審査請求人が保管していたこと、審査請求人は、3事業者が行う通信販売における利益状況等を審査請求人の内部において広く共有し、その事業方針を審査請求人の従業員等に具体的に指示する等していたこと、3事業者の販売業務に係る顧客への対応方法や消費者センターについてのマニュアルを審査請求人が作成するなどしていたこと等からすると、審査請求人は、3事業者が行う通信販売に係る業務全般について主体的に統括していたと認めら

れる。

したがって、審査請求人は、3事業者と連携共同して通信販売を行い、その統括をしていたものであり、実質的には同一の事業者による取引とすることができるのであって、「販売業者」に該当する。

3 まとめ

以上によれば、本件報告徴収が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史